

議案第 3 号

南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

機構改革に伴う課名変更及び所要の改正が必要なため提案する。

## 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例（平成19年南風原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 南風原町高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例

第1条中「南風原町老人保健福祉計画策定委員会」を「南風原町高齢者保健福祉計画策定委員会」に改める。

第2条各号中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 識見を有する者

第7条中「保健福祉課」を「福祉課」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「南風原町老人保健福祉計画策定委員会委員」を「南風原町高齢者保健福祉計画策定委員会委員」に改める。